

家族信託と遺言の使い分けフロー（2025 年版）

「遺言」と「家族信託」は、いずれも財産を“思い通りに継ぐ”ための仕組みですが、目的・時期・効果の範囲が異なります。本資料では、それぞれの特徴と使い分けをフロー形式で整理し、どのタイミングでどちらを選ぶべきかを分かりやすくまとめています。

区分	家族信託	遺言
目的	生前の財産管理・認知症対策・事業承継	死後の財産承継・相続トラブル防止
開始時期	判断能力があるうちに契約を締結	本人死亡後に効力が発生
管理対象	不動産・預金・有価証券など、生前に管理する資産	遺産として残る全財産（死後に分配）
関係者	委託者・受託者・受益者	遺言者・相続人・遺言執行者
手続き方法	信託契約（公正証書方式推奨）	自筆証書・公正証書・秘密証書
家庭裁判所の関与	原則なし（家族間契約で完結）	遺言執行・遺留分などで関与あり
柔軟性	高い（契約内容を自由に設定可能）	限定的（法律の範囲内）
費用	契約書作成・登記費用など（初回のみ）	公証役場手数料・証人費用
効果の期間	契約締結から終了まで継続	死後一度限りの効力
適しているケース	認知症対策・家族経営・共有不動産の管理	相続人間の公平・遺産分配の明確化
併用可能性	任意後見・遺言との併用が可能	家族信託との併用で死後管理を補完
注意点	信託財産の範囲設定・受託者の責任明確化	形式不備による無効・遺留分請求に注意

使い分けフロー（判断の目安）

- ① 生前の財産管理を重視 → 家族信託
- ② 死後の財産分配を明確にしたい → 遺言
- ③ 生前・死後を一貫して管理したい → 家族信託＋遺言の併用

注意点・補足

- ・ 家族信託は生前の『運用』、遺言は死後の『分配』に適しています。
- ・ 双方を組み合わせることで、『生前管理＋死後承継』を一体化できます。
- ・ 内容が重複する場合、信託契約と遺言書の整合性を専門家に確認しましょう。

専門家相談案内

 清和行政書士事務所 | 家族信託・遺言サポート専用窓口

LINE 登録で『家族信託・遺言併用テンプレート』無料配布中。

参考：法務省 信託制度／日本公証人連合会 <https://www.koshonin.gr.jp/>